

土岐市内小中学校電気需給仕様書

1. 概要

- (1) 物品名
土岐市内小中学校で使用する電気
- (2) 需要場所
別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途
学校

2. 仕様

- (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 6000V
 - ウ 計量電圧 6000V
 - エ 標準周波数 60ヘルツ
 - オ 供給方法 1回線受電
- (2) 予定契約電力・予定使用電力量
 - ア 予定契約電力 別紙2のとおり
(ただし、各月の契約電力は、過去の実績及び冷房設備増設分を考慮して協議の上決定する。)
 - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり
 - ウ 力率 100%
- (3) 供給期間
令和4年4月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時まで
- (4) 電力量等の検針
 - ア 自動検針装置 13校有 1校無
 - イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）
※濃南中学校のみ現況訪問検診、自動検針の場合切替えが必要となる。
- (5) 需給地点
各学校の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 契約に係る特約事項
 - ア この競争入札に係る契約（以下「本契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、市は、上記2の（3）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本契約を

解除するものとする。

- ① 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合。
- ② 本件契約の締結日の属する翌年度以降において本件契約に係る市の歳出予算が減額又は削除された場合。

イ 市は、2の(8)アの契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3. その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、原則当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるが、詳細については契約締結時に甲乙協議の上、決定するものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及び端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - オ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校へ通知すること。
 - カ 料金の請求は、学校ごとではなく、小学校分、中学校分としてまとめて行うこと。請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を添付すること。なお、請求額の算定にあたっては、学校ごとに税込金額を算出し、その合計を請求額とすること。
- (4) 土岐津小学校及び泉小学校については、太陽光発電設備1台を有している。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。